

使用料改定に伴う回数券及び定期券（トワイライトパス）新料金のお知らせ

市民利用施設使用料の見直しに係る条例改正案が、平成31年第1回仙台市議会において可決され、スポーツ施設における使用料に関しましても、令和元年10月1日から料金改定されることとなりました。つきましては、回数券及び定期券が下記のとおり新料金となりますので、お知らせいたします。

■個人使用
（温水プールやトレーニング室、一般公開日競技場など、予約をしないで利用できる施設）
令和元年10月の使用から改定後の料金が適用となります。
ただし、令和元年9月までに購入された回数券については、10月以降もそのままご利用いただけます。

令和元年10月1日から施行

区分・新料金	施設名	個別施設名
温水プール個人使用回数券 一般回数券 （11枚綴り）5,900円 小・中学生回数券 （11枚綴り）2,300円	仙台市体育館	温水プール
	仙台市宮城広瀬総合運動場 宮城広瀬温水プール	温水プール
	仙台市根白石温水プール	温水プール
	仙台市今泉運動場 今泉温水プール	温水プール
	仙台市葛岡温水プール	温水プール
	仙台市中田温水プール	温水プール
	仙台市鶴ヶ谷温水プール	温水プール
	仙台市水の森温水プール	温水プール
	仙台市新田東総合運動場 宮城野体育館	温水プール

区分	旧料金	新料金
トワイライトパス （第一種）	3,400円	3,500円

※上記に記載のない回数券及び定期券（トワイライトパス）の料金に変更はございません。